

第2節 災害時即応体制の確立

～役割の実行性の担保・持続可能な体制～

1 計画の目的

災害発生後、直ちに誰もが率先して災害応急対策活動が自発的に実施できるよう、平時から区役所の役割と区民の役割や活動内容を明確にします。

また、数多くある災害応急対策活動内容から、区役所や区民ごとに必ず実施する必要のある項目をしぼりこむことにより、それらの活動の実行性を高めます。

災害応急対策活動には持続性が必要とされる項目もあることから、区役所、区民ごとにそれらの活動が持続可能な体制を確立します。

2 平時の取組み

区役所の平時の取組み	区民の平時の取組み
<p>1 災害対策本部体制の確立 区役所では、開庁時間内に災害が発生した場合は次の班編成で災害応急対策活動を実施します。</p> <p>(1) 本部 区災害対策本部の運営 (2) 庶務班 被害情報の収集 (3) 救助班 救援物資の確保 (4) 避難収容班 避難所の開設 (5) 調査班 被害状況の調査 (6) 保健福祉班 要配慮者の状況調査</p> <p>2 緊急区本部員・直近参集職員の任命 勤務時間外に災害が発生した場合、30分以内に区役所に参集する職員（緊急区本部員・直近参集者職員）を任命します。</p> <p>3 3班体制の編成 持続的かつ継続的に災害応急対策活動を実施するため災害対策本部体制を3班編成の3交代制に編成します。</p> 	<p>1 災害応急対策活動体制の確立 地域の防災訓練や学習会などを通じて、地域における災害応急対策活動や役割を決めておきましょう。</p>  <p><input type="checkbox"/> 安否確認担当 住民の安否確認 <input type="checkbox"/> 避難誘導担当 住民の避難誘導 <input type="checkbox"/> 初期消火担当 初期の出火を消火 <input type="checkbox"/> 救出救護担当 怪我人の救出救護 <input type="checkbox"/> 情報収集担当 地域の被害情報を集約</p> <p>2 避難所開設・運営組織の形成 地域の避難所開設・運営訓練などを通じて、避難所開設・運営組織を形成し、地域の避難所運営方法や役割を決めておきましょう。</p>  <p><input type="checkbox"/> 委員長 避難所を総括 <input type="checkbox"/> 庶務班 避難所の状況を集約 <input type="checkbox"/> 管理班 避難所の施設管理 <input type="checkbox"/> 情報班 避難者の受付・情報提供 <input type="checkbox"/> 救助班 怪我人の応急救護 <input type="checkbox"/> 衛生班 トイレの確保・ごみの処理 <input type="checkbox"/> 要配慮者班 要配慮者の生活支援 <input type="checkbox"/> 安全防犯班 地域の犯罪予防活動</p>

4 協定の締結

各団体や企業と災害時の協力に関する協定を締結します。

- (1) 救援物資の緊急輸送に関する協定
- (2) 福祉施設と福祉避難所としての使用に関する協定
- (3) 災害救助物資の供給等に関する協定

*避難所の運営は長期にわたる場合もあるため、継続性を保つため、交代要員も考えておく必要があります。

3 家族で役割分担

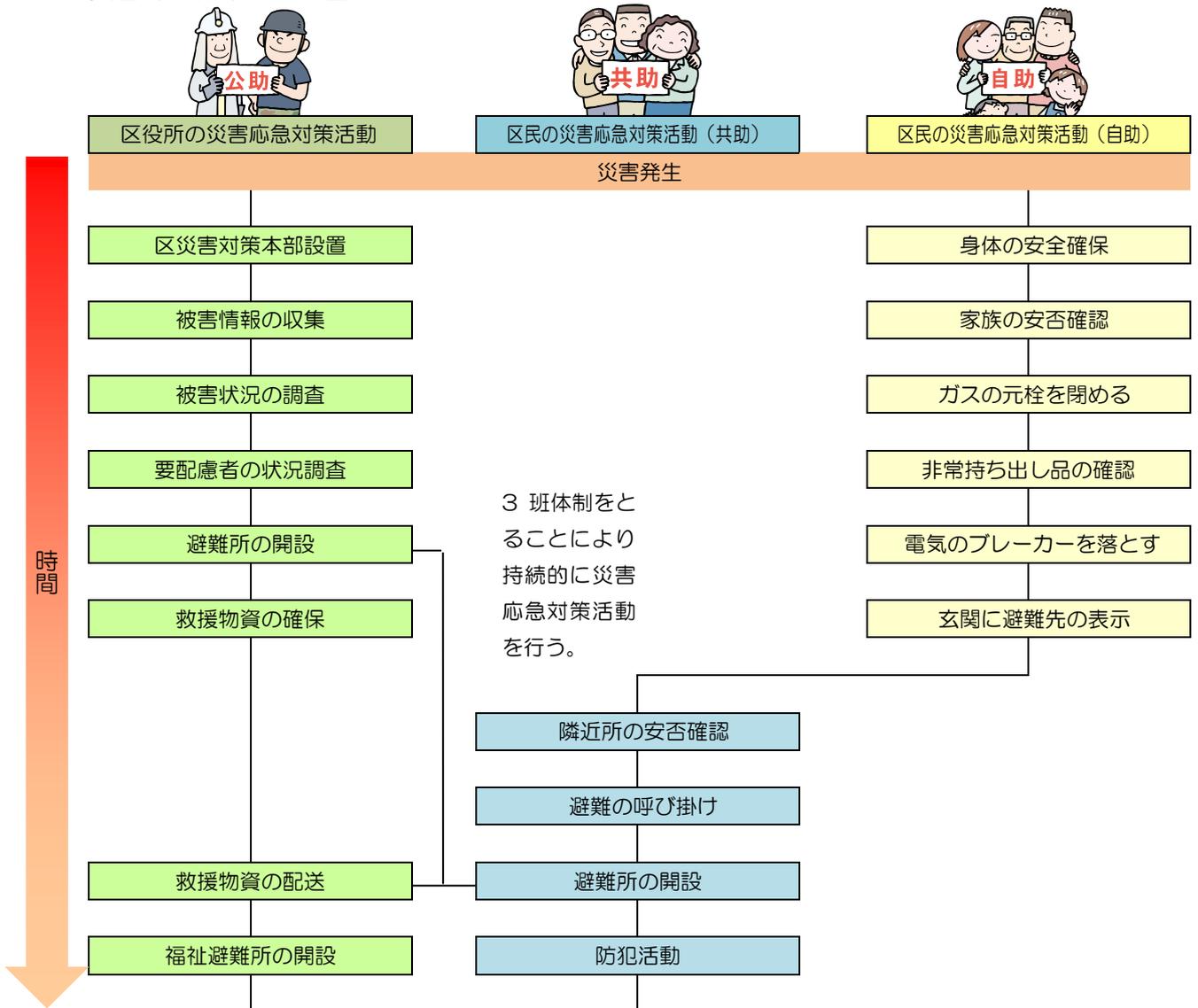
家族で災害時の役割を決めておきましょう。



- 家族の安否を確認する
- 火を消す・ガスの元栓を閉める
- 電気家具のコンセントを抜く
- テレビやラジオで情報を確認する
- 扉を開けるなど、出入り口を確保する
- 非常持ち出し品を確認する
- ブレーカーを落とす

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

(1) 災害時の行動フロー図



(2) 災害時の行動確認

区役所の災害応急対策活動	区民の災害応急対策活動
<p>1 災害対策本部の設置 災害発生の恐れがある場合や災害発生後、直ちに、区内の災害応急対策活動を組織的に行うため、区災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行います。</p> <p>(1) 被害情報の収集 区災害対策本部で被害情報を収集、整理します。</p> <p>(2) 被害状況の調査 職員を現地派遣させ、被害状況を調査します。</p> <p>(3) 要配慮者の状況調査 避難行動要支援者名簿をもとに、現地の要配慮者の安否確認や避難状況を調査します。</p>	<p>1 自助（個人・家族の災害応急対策活動） 個人や家族で身体の安全確保や安否確認、避難の準備を行います。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体の安全確保 <input type="checkbox"/> 家族の安否確認 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉める <input type="checkbox"/> 電気のパレーカーを落とす

(4) 避難所の開設

職員を避難所施設に派遣させ、避難所の開設を行います。

(5) 救援物資の確保

市災害対策本部に避難者に対する必要な救援物資を要請します。また、東淀川遊技業組合に保有する食料品・飲料水等の物資の供給を要請します。



2 救援物資の配送

社団法人大阪府トラック協会河北支部東淀川運輸協議会に救援物資配送の協力を依頼し、区役所に届く救援物資を各避難所に配送します。

3 福祉避難所の開設

福祉施設で福祉避難所を開設し、避難所に避難している要配慮者を福祉避難所に2次避難させます。

- 非常持ち出し品の確認
- 玄関に避難先の表示

2 共助（地域の災害応急対策活動）

自身や家族が無事なら、次は地域のみなさんと共に助け合います。

(1) 避難行動

隣近所の安否確認や避難の呼び掛けなど、地域全体で避難行動を行います。



- 隣近所の安否確認
- 避難の呼び掛け

(2) 避難所の開設・運営

小学校や中学校で地域住民や避難者、区役所が協力し合いながら、避難所を開設・運営します。

- 避難所の安全確認
- 避難者数の把握
- お年寄りや体の不自由な方への配慮
- トイレの確保

(3) 地域の防犯活動

大規模な災害が起きると、犯罪も起きる可能性があがります。戸締り徹底の周知や地域の巡回活動などの防犯活動を行います。



- 防犯に関する広報
- 巡視活動